

「18歳選挙権」を上手に生かし、「主権者教育」の実践をーその視点とポイントー

長崎県高等学校教職員組合 執行委員会

はじめに

主権者教育の意義が十分に学校現場で浸透していないことが考えられ「忙しい中で面倒なことはしたくない」という意識から、選管からの説明会や模擬投票を実施して選挙違反をしないようにという注意だけに終わるようなことが多くなるのではないかと危惧しています。主権者教育の意義と必要性を確認した上で、きちんとした主権者教育をすすめるための学習を提起します。

1 主権者教育の意義と必要性

- (1) 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長 佐野元彦氏の2015.9.30「選挙年齢引き下げに関する意見」より

「日本国民は、国民として市民として公民として、政治的教養の陶冶をあまりにもないがしろにしてきた。長い間、主権者教育という意識さえ一部の学校関係者以外には存在しなかった。今後の主権者教育の前途には様々な課題があって試行錯誤の連続となるであろうが、必ず上手くいくものと信じている。なぜなら、高校生が強い知的好奇心と柔軟な思考力を持ち、純粋な正義感に満ちているからであり、彼らを信じて粘り強く教育を継続することによって高校生の政治的教養が飛躍的に高まることは疑いない。従って、彼らに対して敬意を持って遇することが大切である。大人の不合理で抑圧的な態度や言説こそ若者の反発や社会の不安定を招く要因となる。私たち大人は過剰な介入や抑制を避け、理性と知性と経験によって高校生を導かなければならない。このことを肝に銘じておきたいものである。今回の選挙権年齢の引下げは、瓢箪から駒のように実現したが、狙い通りに若者の政治参加を促す起爆剤になることかどうかは予断を許さない。その成否の鍵は大人が握っている。すなわち大人がこれまでの主権者としての自分自身を振り返り、若者に寄り添って共に学び直す姿勢があるかないかにかかっている。私たち高校PTA団体もかつてない重い課題に直面している訳であり、覚悟して取り組まなければならないと思う。実際それだけの価値あることでもある。もしかするとPTA活動の在り方にも変革をもたらす可能性さえ秘めているように思われる。関係の皆様とともに協力し合って学習、研究、実践に努めたい。」

佐野氏は、行政も学校・教員も政治的中立性を意識するあまり、学校における政治的教養の陶冶という優先的課題を事実上封印してしまった。日本国民の多くは現在まで半世紀近くにわたって、政治的教養の基礎となる一部の限定的な知識を習得するだけで有権者となってきたのであり、いわば政治的教養の貧困な有権者が大量

に生み出されてきたのである。と「6.9通達」の弊害を指摘しています。今回公選法が改正され、今後の学校教育における主権者教育のあり方について、以下を提起しています。

「義務教育段階での主権者教育を前提にしても、わずか2年余りで有権者になる総仕上げをしなければならない。つまり入学時から彼らに対して体系的で手厚い主権者教育を施す必要がある。その際、

①教育の連続性や基本的人権の普遍性に照らせば、選挙権以外の政治的権利は高校生すべてに一律保障すべきであるとする。

②同時に高校生と大人との間にも権利上の差別があってはならない。高校生だからという理由で高校生の政治的権利・政治活動を制限することは論理的根拠を持たないであろう。

③選挙権が付与された時点で、私たち大人は高校生を同格の政治的仲間として迎えたのであり、彼らを「未熟な若者」として見下したり、保護と引き換えに権利を抑制したりすることは許されない。

④今後は高校生に対する大人の抑制的な姿勢そのものが高校生の批判にさらされることは覚悟した方がよいだろう。

⑤選挙権年齢の引き下げは高校生に対する主権者教育の契機となるだけでなく、遅ればせながらも国民一般に対する教育の絶好の機会となる。高校生だけではなく、大人にも主権者教育が必要なのであり、その政治的教養の質的向上こそが高校生に対する主権者教育の成否を握る。

⑥大人が高校生に対して単一の価値観をもって政治的信条を主張したり、特定の政党の立場から主義主張を行ったりすることは政治的教化であって、主権者教育とは異なるものである。この点、大人は十分に心しておく必要がある。

⑦自己の主義主張と対立的な意見も合わせて提示する姿勢と度量を持たない限り、学習を積んだ高校生の批判に堪えられない可能性がある。様々な論争的課題に対して多面的な考察と多様な解答がありうることを大人が提示しなければ、高校生から尊敬されることはないだろう。

⑧主権者教育が定着するということはそういう緊張感が日常化するということであり、大人自身が現実の社会を多面的にそして深く考究する態度が求められるのである。大人たちの政治的教養が厳しく問われる時代になったともいえよう。」



これらの提起の上で、以下、学校教育に期待したいこととして、3点をあげています。

「①各学校では主権者教育を学校全体の教育活動を貫く基本原理とし、教育目標に明確に位置づけていただきたい。

②カリキュラム内で位置づけは、公民科と「総合的な学習の時間」を中核として教科横断的なプラットフォームを設け、他のすべての教科・科目の乗り入れを可能にする取組みを推進していただきたい。

③公民科のみならず、すべての教科・科目で主権者教育に向けた教材開発や教授法開発に努めていただきたいし、それは可能であると思う。一見関係なさそうに思える「数学」でも論理的能力を練磨する素材には事欠かないだろう。例えば「多数決」の功罪・長短について理解するために有効な「論理パラドックス」の分野があり、その教材化が待たれる。」

さらに、地域の役割とPTAの責務として、主権者教育に積極的に関わるべきと意見を出しました。

「高校におけるカリキュラム整備とならんで、学校・地域・自治体とそれを接合するPTAが独自の主権者教育プログラムを開発することが期待される。大人自身が子どもたちに対する教育の責任者であることを自覚するとともに、大人自身が高校生と共に学ぶ姿勢が重要である。そのような互いに学び合うような教育プログラムを地域ごとの取組みに発展させることが期待される。この点で、各地のPTA連合会がその仕掛け人となって動くことが可能である。所属する会員には法曹関係者、自治体関係者も含め、多種多様な職業人が含まれているから、その連携協力によるプログラム開発が可能である。これを自治体や選挙管理委員会など公的機関がサポートすることによって中立性を担保した責任ある教育プログラムが成立するだろう。」

(2) 総務省・文科省の指針では

「私たちが拓く日本の未来一有権者として求められる力を身に付けるために―」(活用のための指導資料より)

生徒の中に満18歳以上の選挙権を有する者と満18歳未満の選挙権を有さない者とが混在することとなることを十分認識し、高等学校に在学する全ての生徒に、これまで以上に組織的に公民としての資質を育む指導を行なうことが、学校として求められる。高校生が身に付けることが期待される公民としての知識や能力とはどのようなものかについて、今回の法律案が審議された国会においても議論がなされた。特に、現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成については政治の意義や制度に関する指導は、知識を暗記するような教育となっているのではないか、また現実の具体的政事象を取り扱うことに消極的ではないか、という指摘がある。このような指摘を踏まえ、全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行なうことができるように、

- ①正解が一つに定まらない問いにとりくむ学び、
- ②学習したことを活用して解決策を考える学び、
- ③他者との対話や議論により、考えを深めていく学び、

など公民として身に付けさせるべき学びを、各教科、総合的な学習の時間において、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。

2 教育の「政治的中立性」をどう考えるか…全教弁護団の見解より

(1)「教育」という営み(教育実践)と政治的中立性

政治教育の目的は、子どもたちが政治的に中立な見解をもつことではなく、子どもたちが知識と理解力と公正な批判力を備え、自由かつ自発的に政治判断ができるようになることである。従って、政治教育の場における子どもたちの意見表明は、評価や批判の対象とすることは許されない。教育の場での子どもたち生徒に「政治的中立性」を求めることは、政治的教養の教育上の尊重の観点からはありえないと言わざるを得ない。



子どもの学習権(憲法26条)を充足し、その学習要求に応える教育は、教員と子どもとの間の直接の人格的接触を通じて、その個性に応じて行なわなければならないという本質があり、子どもの問題関心や学習状況を把握している教員に、その専門性に基づく教育の自由が保障されなければならない。教員の専門性に基づく教育の自由は、現行教育基本法の「学問の自由の尊重」と「幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養う」目標の下で、子どもの学習権を充足するための教員の専門性に裏付けられた「学問の自由」(真理探究の自由)を保障される中で追求されるものである。この教員の専門性に基づく教育の自由は、教員にとっては、子どもの学習権充足のための責務であり、教育実践の中では、次のような内容が求められる。

- ①客観的・学問的な共有財産としての真理を子どもたちに伝える真理探究の責務、
- ②価値判断が必要な事柄については、価値の多様性を保障し、問題の本質に迫る資料に基づき多様な見解を提供して、子どもそれぞれの価値形成の自由を保障する責務、

である。ここで、特定の価値観を子どもに押しつける教化教育は憲法が保障する民主主義・国民主権、基本的人権尊重とは相容れず、許されないことは当然である。

また、論争的テーマを扱う場合として

- ①対立する見解を示すことが求められるが、示された見解のいずれが真理なのかを子どもたちが判断・選択するために必要な科学的到達点を示す資料や、これに基づき解明されている事柄を示し、子どもたちの真理探究を促すことが求められる、
- ②子どもたちに真理探究のための場や機会を提供することも、子どもたち自身の真理探究の力を育むために不可欠であり、子どもの学習権充足の内容となる。

これは、政治的教養を養う政治教育においても同様である。そして政治教育の目的は、子どもたちが政治的に中立な見解をもつことではなく、子どもたちが知識と理解力と公正な批判力を備え、自由かつ自発的に政治判断ができるようになることである。従って、政治教育の場における子どもたちの意見表明は、評価や批判の対象とすることは許されない。

(2) 教員の見解表明と「政治的中立性」

教員自身の見解の表明が「政治的中立性」の観点から問題であるかのような指摘なされることがある。しかし、これは教員が子どもの学習要求に対応する責務を果たす

ことを阻害するものとなる。なぜなら、

- ①生徒から問われて自分の考えを述べることが求められる場合、論争的課題において自らの見解も一つの意見として批判の対象と位置づけて、生徒に自由かつ自発的な価値形成を促すために、自身の見解を表明する場面がある。
- ②真理探究のために科学を踏まえて間違いを指摘しなければならないときに自身の見解を表明する必要がある。

これらを許さないとすると、教員と生徒との人格的接触の下に営まれる教育において生徒との信頼関係を損ない、教育それ自体が成立しない事態となり、教員としての責務の遂行を阻害することになるからである。

すなわち、専門性を持った教員による自らの見解の表明の仕方を含む教育方法の選択は、地域社会や保護者の理解を得ることも伴った教員の専門性の領域での相互批判・検討に委ねられるべきで、教育行政が介入すべき問題ではない。そしてこれに反した「政治的中立性」を理由とした教育行政による介入は「不当な支配」というべきである。

(3)教員の見解表明、ドイツ・イギリスの場合

ドイツでは、政治教育のあり方をめぐる論争を経た最低限の一致点とされた以下の3点が、ポイステルバッハ・コンセンサス(1976年)として広く受け入れられるに至っている。

- ①期待される見解により生徒を圧倒し、自らの判断獲得を妨害してはならない。
- ②学問と政治において論争のある問題は論争のあるものとして扱う。
- ③生徒が政治状況と自らの利害関係を分析し、自分の利害関係に基づき政治的状况に影響を与える手段・方法を追求できるようになること。

ここでは、生徒を圧倒しない教師の見解表明は禁止されていない。

イギリスでも、政治的教養を含むシティズンシップ教育が導入の方向性を作った大臣諮問委員会の報告(「クリック・レポート」1998年)は、子どもを論争的問題から隔離すべきでなく、これを取り上げる際は、教化(教え込み)を企図してはならないが、完全な不偏・中立は不可能で、それが望ましくない問題もあるとし、生徒に、偏見を認識し、目の前の証拠の評価の仕方、異なる解釈・視覚・証拠資料を探し、自らの主張・行動に根拠を持ち、他者の主張・行動にも根拠を期待するよう促す教育を提唱している。その教育方法として、

- ①中立司会者方法
 - ②バランス的方法(論点の視点を示し、支持されない見解を説得的に示すため、教員自身の見解としてバランスを取ることも含む)
 - ③明言的方法(まず、教員が自らの見解を述べ、これに賛成・反対を考えさせる)
- の3つをあげ、これらを必要に応じて組み合わせて行なうのがよいとしている。

3 主権者教育のとりくみと進め方

前記の1・2を踏まえ、次の実践を提起します。

＜視点とポイント＞	話し合いの文化の創造 自治的活動として生徒会活動の再生 専門家としての側面と、一人の素人としての市民の側面 生徒を一人の市民として遇する
-----------	---

(1) 「関心がない」「分からない」「どうせ社会は変わらない」の3つの否定の「ない」を変える

若者が選挙に行かない理由としてあげられている次の3つの否定の「ない」が肯定に変わるような政治教育・主権者教育が必要です。①「関心が無い」②「分からない」③「投票しても、どうせ社会は変わらない」。①と②の「関心が無い」「分からない」は社会科の授業や総合的な学習の時間などの教育実践で変えることができます。その実践は、選挙制度を知識として教え、模擬投票などで疑似体験をすることだけでは不



十分なことは明白です。前述したように、国の「指導資料」でも、「具体的政治事象を取り扱うこと」や「話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習」を強調し、ディベートや模擬議会等のとりくみを提示しています。前項のドイツやイギリスの政治教育の原則に学びながら、教育の専門家として、「生徒たちが話し合いながら、自らの考えをまとめていくような学習」をどう組み立てていくかを工夫し、多様な教育実践を展開していきましょう。

③の「投票しても、どうせ社会は変わらない」については、その意識の背景には、校則や授業などを「変えて欲しい」の改善要望を「聞かれたことはない」し「変わるものだと思ったことはない」、また「少しでも変えたいと生徒会役員になった」生徒は「要求は学校に拒否されて終わった」「挫折感だけ味わった」と学校で生徒会活動などを通じて、要求を意見表明して話し合い、合意できたら実現するという参加民主主義、協議民主主義の体験をもっていないということがあります。この民主主義体験の欠如が「どうせ変わらない」の原因です。

(2) 要求の自覚や掘り起こしから始まる生徒会指導など

主権者は「要求の主体」であり、政治は「要求実現の過程」です。要求の自覚や掘り起こしから始まる生徒会指導は主権者教育です。参加民主主義、協議民主主義は「三者協議会(生徒・教職員・保護者)」や「四者協議会」・「フォーラム」(生徒・教職員・保護者・地域住民)の実践が有効ですが、このようなシステムはなくても、生徒会活動を自治的なものに再生し、生徒たちが要求を出し、教職員と話し合っ合意し実現していけるという参加民主主義、協議民主主義の体験を得ることで、「どうせ社会は変わらない」という意識を転換する主権者教育を進めていくことは可能です。

これらは生徒会活動だけではなく、HR活動や部活動も自治的な活動と位置づけてと

りくむことが可能です。

(3) ホームルームや授業、学校に「公共空間」をつくる実践

話し合いの文化が根付いていない学校で根付かせる実践が必要です。それは日常の生徒とのやりとりを軸とすることです。個人と社会の関係が変わり、個人と社会の関係が見え難くなっている今日、個人的な事柄が私的なこととされ、社会とのつながりが感じられない一方、その私的な生活世界に社会システムが入り込み、生徒は意識しなくても社会システムに従属してしまっています。国家や社会を生徒が受け入れることができるように、生徒を教えるためにではなく、個人的な事柄を「公」の問題として掘み取り、教室に「公共空間」をつくり、社会を形成する能力と資質を育むことが大事です。その際には教師も自分の仕事が社会システムに従属したものとなっていないか、立ち止まって振り返ることを始めなければなりません。そして、目の前の生徒を1人の市民として遇し、生徒の自己表現と自己決定を丁寧に積み重ねる実践が大切です。生徒を市民として遇するとは、教化する対象としてではなく、共に語り合い、学び合う対象として考えること。そのためには、公共空間をつくり、聞きあう関係に教師が身を置くことです。

ある高校教師の実践を紹介します。

地域の高齢者を招き「人生の先輩に学ぶ」という授業で「自分のクラスの日常を見ると、高齢者の方から深く学べないのではないかと心配していたが、実際は違った。素敵な大人としての生徒の姿が見られた」という。日常のクラスでは、誰が力を持っているか、誰が何を発言するかなど、ミクロな政治的関係があるが、高齢者が教室に入ることによって教室の磁場が変容し、公共的な空間ができる。グループに一人の高齢者が配置され語り合いが進む。

「先月、47年連れ添った妻を亡くした」という高齢者に、生徒が一瞬、戸惑いながらも優しい表情で「最近、一番幸せだった時は？」と質問を重ねる。「妻を亡くして落ち込んでいる時、孫が優しくしてくれたこと。みなさんの夢は？」と高齢者が尋ね、生徒1人ひとりが真摯に自分の夢を語る。日常の関係では語り合えないことが語れ、その姿から、生徒も教師もホームルームに対する見方を広げた。

学校目標に従って様々な公共空間を学校につくり、教師が異なった意見を聞き、異なった生徒の姿を見られる機会をつくり、自身の見方を広げることができたことがわかります。文化祭では、学校の外と内をつなぎ、ゲストを呼び、地域の食材や資源を活かした取り組みを試みる。教科外学習は、教師の指導下でありながら、教師の評価権が及ばないので、公共空間がつくりやすいものです。



さいごに

政治的教養教育が一層求められるなか、教師の政治的中立性が問われ、教師が萎縮してしまうことが懸念されます。しかし、教師の仕事は、政治的教養を生徒に身に付けさせ、自分たちの問題を議論し行動させることによって政治的経験を積ませることです。体を堅くせず、政治をマクロな政治だけではなくミクロな政治と捉えるならば、様々な政治的経験を構想することが可能です。政治的中立とは、教師が透明な主体として、生徒の前に登場するのではなく、専門家として、生徒が政治的経験を重ねられる舞台を準備することです。さらに、教師が政治的に偏った見方を生徒に教化しようとしても、簡単に従わない、考える生徒を育てることが肝要な視点です。論争のあるテーマの時は、高校生を1人の市民として遇し、教師が1人の市民として発言してもよいのです。正解のない問題も少なくないので、話し合いによってお互いが深く考えることが大事なのです。構想を練り、公共的な空間を維持するために司会したり調整したりするのは、1人の専門家としての教師の側面であり、自分の意見を述べるのは1人の素人としての市民の側面です。専門家としての教師の経験と、市民としての経験を車の両輪として、高校教育の質の転換を図ることが求められています。手近なできるところから、専門家として、市民としての経験を積み上げ、すべての生徒に包括的で公正な質の高い教育を保障する高校教育を創りましょう。

改憲動向の中で、民主主義、立憲主義を学び体験できる主権者教育を進めていかななくてはなりません。

